

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

障害者の雇用と優遇措置

Q：障害者を雇用すると、税制上の優遇措置が受けられると聞きました。その優遇措置について教えてください。

A：一定の要件を満たせば、機械等の割増償却などが適用できます。

【解説】

障害者の働く場を広げるため、法律に基づき障害者の雇用の促進に加えて雇用の安定のための施策として、事業主に多くの奨励金が支給されています。

一定数以上（全労働者数の1.8%超）の障害者を雇用した場合には、一定数以上の障害者1人につき月額2,500円の雇用調整金や月額17,000円の報奨金、その他、作業を容易にする施設や機械を導入した場合には「障害者作業施設設置等助成金」などが支給されます。

また、一定の要件を満たす場合には、次のような税制上の優遇措置があります。

- (1) 機械等の割増償却・普通償却限度額の24%（建物32%）の割増償却ができる
- (2) 不動産取得税の軽減措置・価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額
- (3) 固定資産税の軽減措置・価格の6分の1に相当する額に税率及び心身障害者雇用割合を乗じて得た額を税額から減額
- (4) 事業所税の軽減措置・資産割に係る事業所及び新增設に係る事業所税については、その事業所の床面積の2分の1に相当する面積を控除
- (5) 助成金の非課税措置等

